

第4 相続等¹

I 相続財産等の管理

1 相続財産の管理

新設

改正後民法（以下「新民法」という。）897条の2

(1) 要旨

相続財産管理制度について、時点を問わない統一的な制度が新設された。

(2) 背景

現行民法では、相続の承認又は放棄までの段階（改正前民法（以下「旧民法」という。）918条2項）、限定承認がされた後の段階（旧民法926条2項）、相続の放棄後、次順位者が相続財産の管理を始めるまでの段階（旧民法940条2項）において、相続財産の保存に必要な処分を命ずる相続財産管理制度が設けられている。これに対して、相続人が数人あり、相続財産に属する財産が遺産分割前の暫定的な遺産共有状態にある場合には、相続財産管理制度が設けられておらず、土地・建物の管理不全につながり得るという問題がある。また、相続人のあることが明らかでない場合（法定相続人の全員が相続の放棄をしたときを含む。）については、現行民法において相続財産管理制度（旧民法951条以下）が設けられているが、これは相続財産の清算を目的とするものであるため、相続財産の保存には適さない場合があるとの指摘がある。

上記を踏まえ、上記及び の場合における（相続財産の保存を目的とした）相続財産管理制度を設け、上記 から までの場合における現行制度と一つの制度とすることとされた²。

(3) 具体的内容

家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができることとなった。ただし、以下の場合はこの限りではない（新民法897条の2第1項）。

相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき

相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき

新民法952条1項の規定により相続財産の清算人が選任されているとき

¹ 文責：弁護士 佐伯 優仁、同 繁多 行成、同 佐藤 喬洋、同 鋤崎 有里（本文のうち意見にわたる部分は、筆者らの個人的な見解である。）

² 法務省法制審議会民法・不動産登記法部会（以下「本部会」という。）資料34補足説明8ページ

なお、相続財産の管理人の職務や権限等は、不在者財産管理制度の規定（民法 27 条～29 条）が準用される（新民法 897 条の2 第2 項）。

(4) 実務への影響

相続開始後いつでも相続財産の保存を目的とした管理人の選任を請求できることとなる。また、熟慮期間中に選任された相続財産管理人が、その後もそのまま相続財産の管理を継続できることとなる。

相続財産管理人は、保存行為、相続財産の性質を変えない範囲内においてその利用又は改良を目的とする行為を行うことが可能であるとともに、それらを超える行為（売却等）についても、裁判所の許可を得て行うことができる（新民法 897 条の2 第2 項、民法 28 条、103 条。）但し、財産保存を目的とした制度であるため、管理費用を捻出するために必要かつ相当であるという事情がない場合には、売却行為は許可はされないとされている³。

また、明文で禁止されてはいないものの、相続債務の弁済は相続財産の減少をもたらすため、財産の保存を職務とする相続財産管理人は、原則として弁済をすべきではないとされている。相続財産（積極財産）の保存のために必要がある場合に限りて許容される可能性があるものの、いずれにせよ裁判所の許可を要する⁴。

さらに、相続財産管理人による訴訟追行は、相続財産の適切な管理の観点から望ましい場合もあり得るため一律に否定されてはいない。もっとも、相続財産管理人が相続人の意向に反して訴訟追行した結果、相続人に損害を及ぼした場合には、事後的に職務上の注意義務違反に問われる可能性があることから、相続人の意向を確認した上で行う必要があり、また、訴訟行為が上記「及び」の範囲を超える場合には、裁判所の許可が必要となる⁵。

相続財産管理人を活用できる場面は増えたが、上記のとおり、相続財産管理人の権限は限定的であるため、本改正により相続財産管理制度の利用が大きく増える可能性は限定的であると考えられる。

2 相続の放棄をした者による管理

改正

新民法 940 条

(1) 要旨

相続放棄をした者の相続財産の保存義務が規定された。

³ 本部会資料 34 補足説明 15 ページ

⁴ 本部会資料 34 補足説明 16 ページ

⁵ 本部会資料 34 補足説明 17 ページ

(2) 背景

現行民法では、「相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意を持って、その財産の管理を継続しなければならない」とされている（旧民法 940 条 1 項）。

この規定は、次順位の相続人が相続財産の管理を始めることができるまでの管理を定めたものであるため、法定相続人の全員が相続放棄をし、次順位の相続人が存在しない場合の適用関係が不明であった。また、相続放棄者が相続財産を占有していない場合や、相続財産を把握していない場合にも管理継続義務を負うか否か、及び義務の内容も明らかではないという問題があった⁶。

(3) 具体的内容

相続の放棄をした者が、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は新民法 952 条 1 項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産を保存しなければならない（新民法 940 条 1 項）。

これにより、次順位の相続人が存在しない場合にも適用されること、相続放棄の時点で相続財産に属する財産を現に占有している者のみが義務を負うことが明確となった。上記に関しては、一般的に、相続による不利益を回避するという相続放棄制度の趣旨からすれば、放棄者に重い義務を課すことは相当ではないものの、相続放棄の時点で相続財産に属する財産を現に占有している者には保存義務が課されてもやむを得ないとされた。

また、相続放棄制度の趣旨から、義務の内容は、相続財産を積極的に害してはならないというものと定められ、注意義務の程度は、熟慮期間中の注意義務である「その固有財産におけるのと同一の注意（民法 918 条 1 項）と同等のものとされた。

なお、義務の相手方は、他の相続人又は相続財産法人である⁷。

(4) 実務への影響

管理継続義務を負う場面、管理継続義務を負う者の範囲、及び管理継続義務の内容が明確になった。次順位の相続人が存在しない場合にも適用されることが明確になったため、相続財産の清算人の選任請求（新民法 952 条）が促進され得る。

⁶ 民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案（以下「中間試案」という。）の補足説明 90 ページ

⁷ 本部会資料 29 補足説明 3 ページ

3 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度における供託等及び取消し

新設

改正後家事事件手続法（以下「新家事事件手続法」という。）146 条の 2

(1) 要旨

不在者財産管理人による管理の終了の場面について規定が新設され、上記 1.「**相続財産の管理**」の相続財産管理人においてもこれが準用された。

(2) 背景

現行法の不在者財産管理制度（民法 25 条 1 項）では、「不在者が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったとき」に、不在者財産管理人の選任処分の取消しの審判をすることとされている（改正前家事事件手続法 147 条）。これに関し、管理対象財産が現金や預金債権のみとなっている場合、「財産の管理を継続することが相当でなくなったとき」に該当するか判然とせず、管理を継続している事例があり、不在者財産管理人の負担、また管理費用や不在者財産管理人の報酬を負担する不在者の不利益となり得るという問題があった⁸。

(3) 具体的内容

家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができることとなった（新家事事件手続法 146 条の 2）。また、管理すべき財産の全部の供託が、不在者の財産の管理に関する処分の取消事由とされ（同法 147 条）、これにより管理人による管理を終えることができることとなった。

上記 1.「**相続財産の管理**」の相続財産管理人についても、これらの規定が準用される（同法 190 条の 2 第 2 項）。

(4) 実務への影響

管理人による管理が不当に長期にわたり、コストが不必要に増大することが防止され得る。

II 相続財産の清算

改正

新民法 936 条、952 条～958 条

⁸ 中間試案の補足説明 76 ページ

1 要旨

現行民法における相続財産管理制度（新民法における下記3.(1)「**相続財産の清算人への名称の変更**」の相続財産の清算を目的とする制度）について、必要な公告の回数・期間が見直された。

2 背景

現行民法における、相続財産の清算を目的とした相続財産管理制度は、家庭裁判所による選任の公告（旧民法952条2項）を2か月間、相続債権者らに対する請求申出を求める公告（旧民法957条1項）を2か月間、相続人搜索の公告（旧民法958条）を6か月間、順番に行うこととされている。これにより、権利関係の確定に合計10か月以上を要することとなり、手続面・費用面でのコストが必要以上に大きくなっているとの指摘があった⁹。

3 具体的内容

(1) 相続財産の清算人への名称の変更

上記1.1.「**相続財産の管理**」の相続財産管理制度が新設されたため、区別のため、現行法における、清算を目的とする「**相続財産の管理人**」（旧民法936条1項、952条～958条）の名称を、「**相続財産の清算人**」と改めた。

(2) 旧民法952条以下の清算手続の合理化

家庭裁判所は、新民法952条1項の規定により相続財産の清算人を選任したときは、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を、6か月以上公告することとされた（新民法952条2項）。また、相続財産の清算人は、上記の公告があったときは、全ての相続債権者及び受遺者に対し、2か月以上の期間を定めて、その期間内にその請求の申出をすべき旨を公告することとされた（期間は、上記の公告において相続人が権利を主張すべきとされた期間が満了するまでに満了するものでなければならない。）（新民法957条1項）。

4 実務への影響

上記3.(2)「**旧民法952条以下の清算手続の合理化**」の公告により、現行民法の選任の公告及び相続人搜索の公告を同時に行うこととされたため、公告回数の負担が減ることとなる。また、同及びの公告を同時並行で行うことができるため、期間も短縮される。これにより、相続財産の清算のための制度が簡略化され、利用が促進され得る。

⁹ 中間試案の補足説明 80 ページ

III 遺産分割に関する見直し

新設

- (1) 期間経過後の遺産の分割における相続分
新民法 904 条の 3
- (2) 遺産の分割の調停又は審判の申立ての取下げ
新家事事件手続法 199 条 2 項及び同法 273 条 2 項

改正

- (3) 遺産の分割の禁止
新民法 908 条 2 項から 5 項

1 要旨

上記(1)は、相続開始の時から 10 年が経過した後の遺産分割には、一定の例外を除き、民法 903 条（特別受益）から 904 条の 2（寄与分）の規定が適用されないこととするものである。遺産の分割を行うこと自体に期間制限はないものの、相続開始後 10 年を経過すると、例外の場合を除き、特別受益及び寄与分を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分又は指定相続分での遺産分割が行われることになる。

上記(2)は、上記(1)により具体的相続分の主張に期間制限が設けられたことに対応して、遺産の分割の調停又は審判の申立ての取下げについて、相続開始後 10 年を経過した後は、相手方の同意が必要となった。

上記(3)は、遺産分割の禁止は、旧民法 907 条 3 項で家庭裁判所による禁止が規定され、旧民法 908 条で遺言による禁止が規定されているところ、遺産の全部又は一部の分割禁止の契約をすることができることとなり（なお、終期は相続開始時から 10 年以内、同終期以内での更新可能）、旧民法 907 条 3 項も同様に改正された。

2 背景

土地の所有者が死亡し、相続人が複数いる場合に、当該土地は共有（遺産共有）の状態となるところ、現行民法には遺産分割を実施することができる期間についての定めがないことから、遺産分割がされず、被相続人名義のまま遺産に属する土地が放置されることが少なくない。そして、これが、所有者不明土地が発生する要因の一つとなっている（本部会資料 1 本文 4 ページ、同 5 本文 1 ページ）。すなわち、所有者不明土地には、相続開始時から長期間が経過し、遺産分割が行われないまま、数次相続が発生している事案が多く、遺産の共有者が数十人以上になる場合がある。また、遺産分割の手続きとして、具体的相続分の算定が必要となると、被相続人ごとにその相続人を確定し、遺産の範囲や価格等の確定を経ることのほか、特別受益や寄与分の有無等を調査し、これらを

確定することが必要となるため、相続人の負担が重くなる。そのため、相続開始時から長期間経過した場合に、合理的に遺産分割を処理する規律が求められていた¹⁰。

これをうけて、本部会では、遺産分割を促進し、遺産共有を解消する観点から、遺産分割をすることができる期間に制限を設けることの是非等について検討がされた。

審議の過程では、下記(a)及び(b)の考え方を両極にして、(c)及び(d)ほか、種々の可能性が検討された。そして、改正法案は、最終的に上記(1)から(3)の考え方を採用した。

- (a) 一定の期間が経過すれば、遺産分割がされたものとみなし、遺産に属する財産の全てを法定相続分による通常共有（共有物分割）の枠組みで処理すべきであるとの考え方
- (b) 遺産共有の場では遺産の全体に対する共同相続人の利益が考慮されるものであり、時の経過により通常共有に移行するとしたならば、寄与分・特別受益を主張する機会を奪うことになり、共同相続人間の公平を害する結果になるとしてこれに反対する考え方
- (c) 所有者不明土地問題解消のためというのであれば、土地又は不動産についてのみ一定の期間経過後に通常共有（共有物分割）の枠組みで処理する考え方
- (d) 遺産分割に期間制限を設けることはしないが、一定の期間経過後は具体的相続分の主張を制限する考え方

3 具体的内容

(1) 期間経過後の遺産の分割における相続分

a 具体的相続分の主張制限

新民法は、「相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割」については、民法903条から904条の2までの規定を「適用しない」とし、この期間が経過した後の遺産分割は、法定相続分又は指定相続分によって行われるもの、すなわち、特別受益及び寄与分は考慮されないものとする（新民法904条の3第1項本文）¹¹。

前述のとおり、新民法は、遺産分割をすることができる期間については制限を設けておらず、また、一定の期間が経過した後は法定相続分又は指定相続分に従って遺産の分割がされたものとみなすとか、法定相続分又は指定相続分による通常共有に移行するといった考え方も採用していない。また、遺産の分割は民法906条以下の規定に定める遺産分割の手続によらなければならないとの現行法の規律も維持されている（本部会資料42本文1ページ）。

¹⁰ 法務大臣からの諮問事項でも、「遺産分割に期間制限を設けて遺産分割を促進すること」が検討事項として明記されていた（諮問第107号第一・二）。

¹¹ もっとも、改正法に係る要綱案に関して、要綱案が述べているのは、「遺産の分割の請求が相続開始の時から10年を経過した後にあった場合に家庭裁判所が遺産分割を実施する際には具体的相続分の主張をすることができない」ということであって、遺産分割協議における当事者間の個別の合意で特別受益者や寄与分を考慮することを妨げるものではない。（潮見佳男「所有者不明土地関係に係る民法・不動産登記法等の改正と相続法の規律の変更」家庭の法と裁判31号27ページ脚注(16)（2021年））

b 例外規定

新民法は、上記を原則としたうえで、例外的に具体的相続分による分割を認める場合として、次の 2 つの場合を挙げる（新民法 904 条の 3 第 1 項但書）。

相続開始の時から 10 年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき（調停又は審判の申立て）

相続開始の時から始まる 10 年の期間の満了前 6 か月前以内の間に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあった場合において、その事由が消滅した時から 6 か月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき

上記「やむを得ない事由」とは、客観的な事情からして、相続人において遺産分割の申立てをすることを期待することがおおよそできない場合をいうと考えられる（本部会資料 31 本文 24 ページ）。例えば、遺産分割を禁止する合意があり、期間内に遺産分割が法的に実施できない（本部会資料 42 本文 7 ページ）といった法律上の障害がある場合や被相続人の生死が不明な状態であり、被相続人が死亡したことをおおよそ知ることができない状況にあった場合（本部会資料 31 本文 24 ページ）などが想定されている。他方で、相続人の主観的事情（内心の事情）については考慮すべきではないとされる（本部会資料 31 本文 24 ページ）。事案にもよるものの、単に病気療養中や海外勤務中といった事情があるだけでは、直ちにやむを得ない事由が認められるものではない（本部会第 17 回会議〔脇村真治関係官発言〕及び本部会第 21 回会議〔脇村真治関係官発言〕）。なお、6 か月の猶予期間を設けていることについては、時効の完成猶予制度（民法 158 条以下）を参考にしている（本部会資料 42 本文 7 ページ）。

なお、本規定は、新民法施行前に開始した相続にも適用される見込みであるため、経過規定に注意する必要がある。

(2) 遺産の分割の調停又は審判の申立ての取下げ

新民法は、「遺産の分割の審判の申立ての取下げ」及び「遺産の分割の調停の申立ての取下げ」については、「相続開始の時から 10 年を経過した後」は、「相手方の同意を得なければその効力を生じない」ものとする（新家事事件手続法 199 条 2 項及び同法 273 条 2 項）。

これは、(1)の規律により、相続開始後 10 年を経過した後は、原則として、具体的相続分による遺産分割は制限されることになるため、一律に、相手方の同意を得なければ効力を生じないとして、他の相続人の利益を害さないように手当てし、他方で、相続開始後 10 年経過前は、上記の制限が問題とならないため、そのような規律は改めて設けないこととされた（本部会資料 42 本文 8 ページ）。当初は、例えば、相続開

始から10年を経過する直前に遺産分割の申立ての取下げがされると、他の相続人がそのことを知らないまま申立ての取下げの効力が生じ、改めて期間内に申立てをする時間もなく、具体的相続分による遺産分割が実質的に制限されるという不当な結果を招くことから、遺産分割の申立ては、一律、相手方の同意がない限り、これを取り下げることができないとすることが提案されていた（本部会資料42本文8ページ）。しかし、相続開始から10年を経過する直前に遺産分割調停等の申立てが取り下げられた場合も、上記(1)の「やむを得ない事由」に該当するものと考えられており（本部会資料42本文8ページ）、一定の要件の下の手当てがなされているといえる。

(3) 遺産の分割の禁止

a 民法改正前の遺産分割の禁止の制度

旧民法において、遺産分割の禁止には次の制度が用意されていた。

遺言による禁止（旧民法908条）

被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産分割を禁止することができる。なお、明文の規定はないが、相続人の合意により、更に5年間に限って遺産分割を禁止することができると解されている（民法第256条第2項参照）。

家庭裁判所による禁止（旧民法907条3項）

遺産分割の請求がされた場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。この禁止期間についての明文の規定はないが、遺言による禁止とのバランス等から、相続開始の時から5年間に限られ、禁止期間の更新をするとしても、相続開始時から10年を上限とすると解する見解が有力である。

共同相続人の合意による禁止（明文なし）

上記及びに加え、明文の規定はないが、共有の規定（民法第256条）を根拠として、相続人の合意により、遺産分割を5年間（更新があれば、最大10年間）禁止することができると解されている。

しかし、上記 家庭裁判所による禁止の遺産分割禁止期間や上記 共同相続人の合意による禁止の可否及び遺産分割禁止期間は、明文の規定はなく、解釈上も明確ではないところがあった。上記(1)にあるとおり、新民法では遺産分割を促進するために具体的相続分に期間制限を設けているため、この期間を超えるような長期の遺産分割の禁止が認められてしまうと、遺産の分割の促進という立法目的が達せられなくなる（中間試案の補足説明140ページ）。

b 改正後の遺産分割の禁止の制度

改正後の遺産分割禁止特約は、改正前の遺産分割の禁止の制度を新民法908条に

整理して規定した。すなわち、遺言による禁止は引き続き民法 908 条 1 項に規定され(変更なし)、家庭裁判所による禁止を旧民法 907 条 3 項から新民法 908 条 4 項及び 5 項に移動し、共同相続人の合意による禁止を新民法 908 条 2 項及び 3 項に明文化した。

また、家庭裁判所による禁止及び共同相続人の合意による禁止は、それぞれ 5 年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずること(家庭裁判所による禁止の場合)又はその分割をしない旨の契約をすること(共同相続人の合意による禁止の場合)ができるが、その期間の終期は、相続開始のときから、10 年を超えることはできないとされる(新民法 908 条 3 項(共同相続人の合意による禁止の場合)及び 5 項(家庭裁判所による禁止の場合))。また、上記契約又は裁判所による分割の禁止は 5 年以内の期間を定めて上記期間を更新することができるが、その期間の終期は、相続開始の時から 10 年を超えることができないとされる(新民法 908 条 4 項(共同相続人の合意による禁止の場合)及び 6 項(家庭裁判所による禁止の場合))。

4 実務への影響

2016 年度地籍調査によれば、不動産登記簿では所有者等の所在が確認できない土地の割合は 20.1%、そのうち相続による所有権の移転の登記がされていないものの割合は 66.7%であると指摘される¹²。相続による所有権の移転の登記がされていない理由は、複数考えられるものの、その一つとして、遺産分割がなされないまま土地の共有が続くうちに、相続人の一人が死亡し、さらに共同相続が開始したことが挙げられている。遺産分割の期間を設けることで、円滑な遺産分割が促進され、さらには、一定の期間内に遺産分割を行わなければならないとの相続人の意識づけが図られれば、相続による所有権移転の登記が推進され、所有者不明土地問題の解決に資することになると思われる。

¹² 佐久間毅「遺産分割の期間制限」ジュリスト 1543 号 41 ページ(2020 年)